

泉坂下遺跡出土人面付土器「いずみ」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の重要文化財の指定を受けた常陸大宮市泉坂下遺跡出土の人面付壺形土器の図形及び名称（愛称「いずみ」を含む。）（以下「人面付土器いずみ」と総称する。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人面付土器に関する権利)

第2条 人面付土器いずみの使用に関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の申請)

第3条 人面付土器いずみを使用しようとする者は、人面付土器いずみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、人面付壺形土器の図形を変形、改変することなく使用する場合は、この限りでない。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体が使用するとき。
- (2) 新聞社、通信社その他の報道機関が報道又は広報目的に使用するとき。
- (3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術、文化に関する調査研究資料として使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、人面付土器いずみ使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により当該申請した者に通知するものとする。

2 市長は、申請の内容が次の各号のいずれかに該当するものに対しては、使用を承認しないものとする。

- (1) 市、泉坂下遺跡及び人面付壺形土器の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、思想、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) その他市長が使用について不適當と認めるとき。

(使用料)

第5条 人面付土器いずみの使用料は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 人面付土器いずみの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途及び使用形態以外に使用しないこと。
- (2) 市長の指示する条件に従うこと。
- (3) その承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承

しないこと。

- (4) 人面付土器いずみを使用する際には、その人面付土器いずみの直下又はその直近に「(泉坂下遺跡出土) 人面付土器」又は著作権者を象徴する記号を用いて「©hitachiomiya city」若しくは「©常陸大宮市」と付記すること。
- (5) 承認された商品等が完成したときは、速やかにこれを提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、その形状が確認できる写真の提出をもって、これに代えることができるものとする。
- (6) 商標登録及び意匠登録の出願を行わないこと。

(承認内容の変更)

第7条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、人面付土器いずみ使用変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の承認申請を受けたときは、その内容を審査の上、変更承認の可否を決定し、人面付土器いずみ使用変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第8条 市長は、人面付土器いずみの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、人面付土器いずみ使用承認取消通知書(様式第5号)により、当該使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、前条の規定による承認の取り消しにより、使用者に生じた損害、その他人面付土器いずみの使用に係る損失補償等の責任を一切負わない。

(使用期間)

第9条 人面付土器いずみの使用承認期間は、承認の日の翌日から起算して1年間を上限とする。

(庶務)

第10条 人面付土器いずみの使用に関する庶務は、教育委員会文化スポーツ課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、人面付土器いずみの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

人面付土器いずみ使用承認申請書

常陸大宮市長

様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

電話番号

下記のとおり、人面付土器いずみを使用したいので、泉坂下遺跡出土人面付壺形土器「いずみ」の使用に関する要綱第3条の規定により申請します。

記

1 使用目的及び使用方法

2 使用期間（最長1年間とする）

年 月 日 ～ 年 月 日

3 使用数量

4 連絡先（担当者、電話番号等）

5 添付書類

(1) 申請者の概要

(2) 企画書（レイアウト、原稿等）※デザイン案を添付してください。

(3) その他参考になるもの

6 使用販売計画（商品に使用する場合にのみ記入して下さい。）

項目	内容
使用方法	<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他（ ）
商品等の品種・種類	
商品名等	
製造場所	
販売価格（税込）	
販売数量	
販売場所	

様式第2号（第4条関係）

常大教文第 号
年 月 日

人面付土器いずみ使用承認（不承認）決定通知書

氏名（名称及び代表者名） 様

常陸大宮市長 印

年 月 日付けで申請のあった人面付土器いずみの使用承認については、下記のとおり決定したので、泉坂下遺跡出土人面付壺形土器「いずみ」の使用に関する要綱第4条の規定により通知します。

記

承認決定

1 承認番号 第 号

2 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 使用条件

- (1) 泉坂下遺跡出土人面付壺形土器「いずみ」の使用に関する要綱の規定を遵守すること。
- (2) 人面付土器いずみ使用承認申請書に記載された内容のとおりを使用すること。

不承認決定

（不承認の理由）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

人面付土器いずみ使用変更承認申請書

常陸大宮市長

様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

電話番号

年 月 日付け常大教文第 号で承認を受けた内容（承認番号：第 号）を、下記のとおり変更したいので、泉坂下遺跡出土人面付壺形土器「いずみ」の使用に関する要綱第7条の規定により申請します。

記

○変更の内容

変更前	
変更後	

様式第4号（第7条関係）

常大教文第 号
年 月 日

人面付土器いずみ使用変更承認（不承認）決定通知書

氏名（名称及び代表者名） 様

常陸大宮市長 印

年 月 日付けで申請のあった人面付土器いずみの使用変更の承認については、下記のとおり決定したので、泉坂下遺跡出土人面付壺形土器「いずみ」の使用に関する要綱第7条の規定により通知します。

記

承認決定

不承認決定

（不承認の理由）

様式第5号（第8条関係）

常大教文第 号
年 月 日

人面付土器いずみ使用承認取消通知書

常陸大宮市長 印

年 月 日付け常大教文第 号で承認した（承認番号：第 号）
人面付土器いずみの使用については、下記の理由により承認を取り消すので、泉坂下遺跡
出土人面付壺形土器「いずみ」の使用に関する要綱第8条の規定により通知します。

記

理由